

指名停止措置を行いました

～「建設業法違反行為」～

北海道開発局は、長野日本無線株式会社が建設業法の規定に違反し、長野県知事から指示処分を受けたことから、指名停止2か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当)

長野日本無線株式会社は、技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して、経営事項審査を取得し、また、当該経営事項審査をもって長野県建設工事入札参加資格を取得したことが、建設業法の規定に違反するとして、建設業許可権者である長野県知事から指示処分を受けたため、北海道開発局として長野日本無線株式会社に対し、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
長野日本無線株式会社	長野県長野市稲里町1163

2. 指名停止措置期間：令和元年12月20日～令和2年2月19日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 武田 雅義（内線5703）
開発監理部 会計課 開発事務専門官 護所野 潤郎（内線5833）

